



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 齊藤・上野

海外派遣時の社会保険料を軽減するには？

～海外との社会保障協定締結～



近年、国際化に伴い、海外の各国へ派遣される労働者が多くなっていますが、海外派遣中に企業は日本の公的年金制度と相手国の公的年金制度に対して保険料を支払わなければならない、大きな負担となっているケースが多々みられます。(ここでいう海外派遣とは、海外の現地法人に雇用される場合を除く。)
今回は、海外派遣させる国との社会保障協定締結、必要な手続についてお伝え致します。

海外派遣させる場合

原則：日本と相手国との2つの公的年金制度に加入し、保険料を納めなければなりません。

ただし

派遣先の相手国が日本と社会保障協定締結し、発効済みとなっているか？

いる

いない

海外派遣期間は、5年以内？

5年以内

それ以外

弊所にご相談下さい。

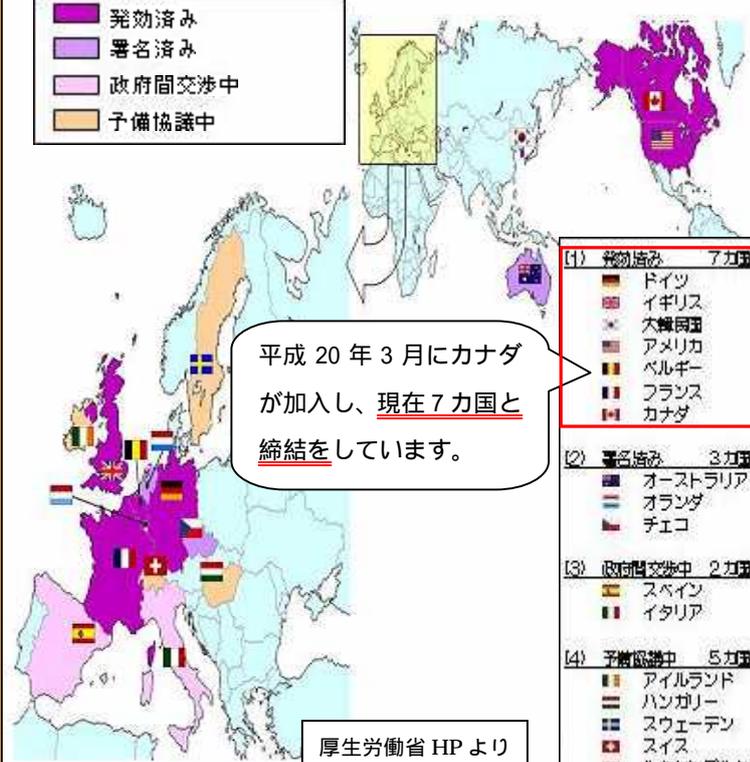


	一時派遣 (5年以内)	それ以外
加入する 社会保障制度	日本の制度 (相手国は免除)	相手国の制度
免除の条件	1. 日本の社会保障制度に加入 2. 継続して日本の事業所と雇用関係がある 3. 派遣期間が5年以内	—
必要な手続	誰が	事業主
	どこに	社会保険事務所
	何を提出	適用証明書交付申請書
	どうする	適用証明書を交付してもらい、派遣された被保険者は派遣先の事業所に適用証明書を提出。
	資格喪失届	資格喪失届の際に、協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類を提示。

社会保障協定締結の状況

2008年6月2日現在

- 発効済み
- 署名済み
- 政府間交渉中
- 予備協定中



平成20年3月にカナダが加入し、現在7カ国と締結をしています。

厚生労働省 HP より

企業の保険料負担を軽減する為に、必ず手続を行ないましょう！

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。